

平成28年度 重症心身障害児者 支援体制整備モデル事業の報告

三重県

三重県のこれまでの取組

小児等在宅医療連携拠点事業

(H25年度～H26年度)

- ・対象となる小児の把握
- ・体制（ネットワーク）づくり
- ・家族支援
- ・教育、福祉との連携

三重県障害者自立支援協議会

医療的ケア課題検討部会

(H27年度～)

- ・医療と福祉の連携について
- ・人材育成について
- ・在宅支援サービスの充実について

取り組むべき課題

○多職種による途切れのない支援等が可能となる体制整備

- ・医療、福祉、保健、教育、行政等のネットワークづくり

○支援者の人材育成、人材確保

- ・看護師や介護士など医療的ケアを行う支援者のための研修
- ・相談支援専門員など支援全体のコーディネーターのための研修
- ・医療的ケアに関する啓発や理解促進

○障害福祉サービス事業所等の受入体制整備

- ・看護師の配置などによる医療との連携体制の確保
- ・送迎サービスや通学支援など移動方法の確保
- ・医療的ケア児者の実数やニーズの把握

医療的ケアを必要とする障がい児・者の 支援拠点構築事業の概要①

事業実施者が提供する障害福祉サービス事業所等を医療的ケアが必要な障がい児・者の支援を行う地域の拠点として位置づけ、以下の事業を実施する。

(1) 地域の医療的ケアが必要な障がい児・者の支援体制の構築

スーパーバイザーを配置し、

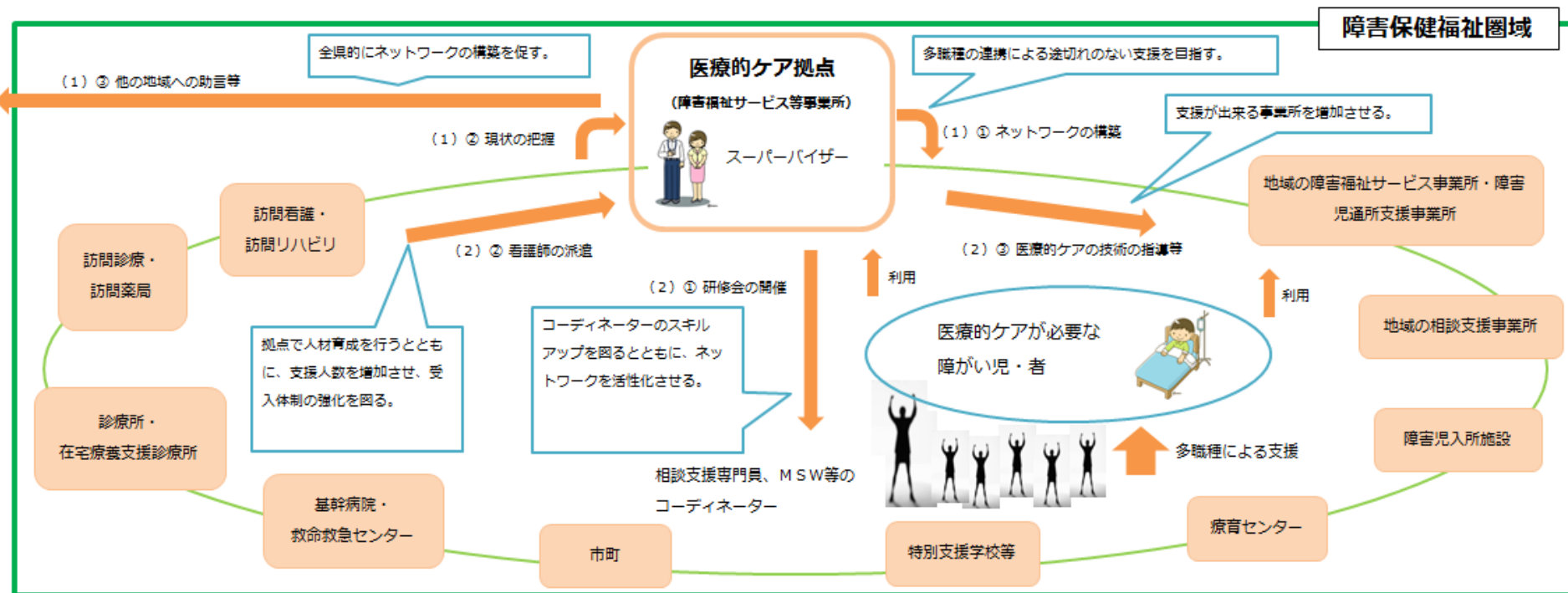
- ①支援対象地域を設定し、多職種の支援者が連携して医療的ケアが必要な障がい児・者の支援を行うことが出来る体制を整備する。
- ②医療的ケアが必要な障がい児・者の人数や、その支援を行う地域資源等について把握する。
- ③他の地域における医療的ケアが必要な障がい児・者の支援体制の構築や支援方法等について、必要に応じて助言・指導を行う。

(2) 地域の医療的ケアが必要な障がい児・者の受入体制の強化

- ①相談支援専門員等を対象に、資質向上を目的とした研修会を実施する。

医療的ケアを必要とする障がい児・者の 支援拠点構築事業の概要②

- ②訪問看護事業所等と契約し、事業実施者が実施する障害福祉サービス事業所等に医療的ケアの技術を持った看護師の派遣を受け、
- ア 障害福祉サービス等に従事する看護師等の人材育成を行う。
 - イ 事業所が行う障害福祉サービス等における医療的ケアが必要な障がい児・者の利用の拡大を図り、受入体制を強化する。（送迎を積極的に実施）
- ③地域の障害福祉サービス事業所等の看護師や介護士への医療的ケアの技術等の指導等を行う。



事業の実施体制①

1. 協議の場の設置

- 医療的ケアを必要とする障がい児・者の支援拠点構築事業委員会
本事業を実施するにあたっての助言等を行う。
- 三重県障害者自立支援協議会医療的ケア課題検討部会
医療的ケア児者の地域生活における課題の整理と、それに対する具体的方策について協議する。

<委員>

所属機関	職名、職種
当事者・当事者家族	特別支援学校小学部児童保護者
大学病院	小児科医師
基幹病院	医療ソーシャルワーカー
医療型短期入所事業所	医療ソーシャルワーカー
訪問看護ステーション	管理者（看護師）
障害福祉サービス等事業所	法人代表
障害福祉サービス等事業所	管理者
市町村	保健師
特別支援学校	進路指導担当教諭

事業の実施体制②

<開催状況>

	日程	議題
第1回	9月13日	<ul style="list-style-type: none">・事業の進捗状況、実施内容等について・新事業の全県展開について・支援者の人材育成、医療的ケアの支援の普及・理解促進について
第2回	12月12日	<ul style="list-style-type: none">・事業の進捗状況等について・新事業の全県展開について・短期入所について・移動支援、通学支援について

2. スーパーバイザーの配置

○スーパーバイザーの人材、役割

配置人数	1名（常勤兼務）
職種	医療ソーシャルワーカー
医療的ケア児者の支援年数	18年
所有資格	認定社会福祉士（医療分野）、精神保健福祉士、サービス管理責任者

医療的ケア児者の支援を行う相談支援専門員や医療ソーシャルワーカー、障害福祉サービス事業所と連携し、医療と福祉の両方の観点から、その支援に協力。

事業の取組内容①

1. 多職種の顔の見える関係づくり

○地域（自立支援）協議会への働きかけ

- ・津市地域自立支援協議会に協力を依頼

⇒地域（自立支援）協議会と地域の医療機関との連携体制を構築

○ネットワークの構築の手法

- ・3つの障害保健福祉圏域において多職種のネットワークを構築するため、関係機関による事例検討会及び意見交換会を開催。

所属機関	参加者数
訪問看護ステーション	11名
病院	25名
特定相談支援事業所等	18名
障害福祉サービス事業所等	4名
学校	5名
行政	8名
その他	2名
合計	73名

事業の取組内容②

2. 地域資源等の調査

・医療的ケア児者を支援している地域資源等の実態を把握するとともに、多職種の顔の見える関係づくり等に活用するため、以下のとおり調査を行っている。（現在実施中）

調査対象施設	障害福祉サービス事業所（一部サービスを除く）、障害者支援施設、障害児通所支援事業所、障害児入所支援事業所、一般相談支援事業所、特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所
調査期間	平成29年2月（平成29年2月1日時点について調査）
調査方法	調査票の郵送
調査項目	<ul style="list-style-type: none">・医療的ケア児者の利用の有無・医療的ケア児者の支援を行っている場合、当該医療的ケア児者の年齢、医療的ケアの内容、利用サービス・医療的ケア児者の支援が困難な場合、その理由・サービス等利用計画等を作成するうえでの課題等・希望する研修会の内容

事業の取組内容③

3. コーディネーターの育成

・相談支援専門員や医療ソーシャルワーカー、看護師などコーディネーターとしての役割を担うと考えられる職種の資質向上を目的とし、研修会を開催。

<研修プログラム>

講義内容	講師等
総論	医療ソーシャルワーカー
医療的支援	小児科医、看護師（重心病棟）
福祉制度・福祉資源	市障害者相談支援事業所長
訪問看護	訪問看護師
途切れのない支援	看護師（退院調整）
演習・事例検討	相談支援専門員
在宅支援施設の見学	N I C U、訪問看護ステーション、生活介護事業所

<参加者>

所属機関	参加者数
相談支援専門員	9名
医療ソーシャルワーカー	2名
看護師	5名
合計	16名

今後の展開

1. 多職種による途切れのない支援等が可能となる体制整備

・サービス等利用計画作成時や退院時カンファレンスなどの機会を通じて、多職種が連携した支援を繰り返すことではじめて、強固な連携体制が構築されていく。

⇒次年度も医療、福祉、保健、教育、行政等の顔の見える関係づくりのきっかけ作りを行うとともに、多職種が連携して支援することの重要性について啓発する。

・行政が果たすべき役割として、医療的ケア児者の直接の支援者の努力のみでは解決出来ない課題について、それらを適切に把握し、その解決方法を検討していくことが求められている。

⇒次年度も医療的ケア課題検討部会を開催し、医療的ケア児者の地域生活における課題の整理と、それに対する具体的方策について協議を行い、施策に反映出来るよう努めていく。

2. 医療的ケア児者の支援者の人材育成、人材確保

・習得した知識を活用し、実際の支援に結び付けていくためには、多職種による途切れのない支援等が可能となる体制整備の構築が必要。

・相談支援専門員については、地域（自立支援）協議会との連携や地域資源の開発など特に重要な役割を担っている。

⇒次年度も相談支援専門員に重点を置きながら、コーディネーターの資質向上のための研修会を開催する。

おわりに

1. 関係分野の連携

医療的ケア児者の地域生活における課題は山積しているが、関係分野が連携してその解決にあたらなければならないものは非常に多い。

⇒三重県では、県庁内の関係各課等が集まり情報共有等を行う場として、小児在宅ワーキンググループを開催している。今後も、関係分野の連携を密にしたうえで、医療的ケア児者の地域支援体制の構築に向け、努力していきたい。

2. 市町村の取組み

児童福祉法第56条の6第2項の規定や、それぞれの医療的ケア児者を支援するための取組みは市町村が行っていくべきものであること

⇒県内市町にも、医療的ケア児者の地域支援体制の構築の推進をお願いしたい。